# 中川事務所新聞

第102号 発行所 行政書士中川事務所 兵庫県姫路市

### トピックス

### 【建設業の社会保険未加入 対策(続報)】

以前お伝えした標記の件について、国土交通省より具体策が発表されました。

新規許可取得や許可更新に際して、社会保険への加入が確認されます。現時点では必須ではありませんが、それも時間の問題でしょう。

経営事項審査(社会性評価) において雇用保険・健康保険・ 厚生年金の未加入が各30点で 最大120点の減点対象になり ます。

不良業者排除という大義名分



の下、この流れに逆らうことは できないでしょう。

### 【相続税の課税割合は4.2%】

国税庁の発表によると、20 10年に亡くなった人のうち、 相続税の課税対象になった割合 は4.2%でした。

ある人が亡くなるとそこに相 続が発生するわけですが、95 %以上の相続が税金とは無縁で す。だからといって何ら手続き が不要ということではなく、後々 のためにも遺産分割はきっちり 行い、不動産等の名義変更等は 直近の世代で済ませておきましょ う。

### 【マイナンバー制度】

2015年1月から政府が導入 を目指している社会保障や税金 の管理に使う番号を国民一人ひ とりに割り振る制度。

賛否両論ありますが、現実に 起こっている不公平を是正する には有効です。裏道を通って何 かをごまかし続けている人には 大きな痛手になりますが。

### 【5月の事務予定】

- ・5月決算法人期末実地棚卸
- ・2月決算建設業決算変更届
- ・3月決算法人確定申告&納税
- ・9月決算法人中間申告&納税
- ・労働保険の年度更新に向けた準備
- ・夏季節電に向けた対策の検討・準備
- ・春の行楽



## 知ってお得!?法律雜学

Q.息子が小学校に入学し、 自転車用のヘルメットを買わ されました。息子は嫌がりま すが被らないとダメですか?

A. 道路交通法63条の10には、児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを被らせるよう努めなければならな

い、と規定されています。努力義務とはいうものの、ヘルメットを被らなければ法律違反です。違反になるのはヘルメットを被らない子供ではなく、その親なので間違いなく。

ちなみに、道路交通法で自 転車に関して他に決められて いることは、歩道走行禁止、 並走禁止、反射器材のない自 転車の夜間走行禁止、などが あります(標識等の指示がある 場合は除く)。

くれぐれも安全運転を心が けましょう。



### 【外注と内製について再考】

X社:社員1人、人件費1万円/日 (社会保険等を含む)

Y社:社員ゼロ、外注単価80% 両社にかかるその他の経費は一 定とする

単価5.000円の作業を請け 負った場合、X社では、

1件目

5,000 - 10,000 = 5,000 2件目

10,000 - 10,000 = 0

3件目

15,000 - 10,000 = 5,000以降、売上 = 利益が続く



Y社では

1件目

5,000 - 4,000 = 1,000

2件目

10,000 - 8,000 = 2,000

3件目

15,000 - 12,000 = 3,000

以降も同様に売上の20%が利 益になる

この計算では、2件目まで はY社が有利、3件目以降はX 社が有利となります。勝負の 分かれ目は、ある一定量の受 注を確保できるかどうかです。

受注量が下方向に不安定な 場合は、外注を利用する方が 有利ですが、仕事量が増えて も加速度的に利益が増えるこ とはありません。一方、内製 の場合は、受注が採算ライン を超えると利益が一気に増え

始めます。

この例は極めて単純化した 計算ですが、それでも外注が 有利か内製が有利かは一概に はいえないことが分かります。 重要な点は、経営者が自社の 方向性をしっかり定めること です。

儲けは少なくてもリスクは 避けるか(Y社のパターン)、 社内にノウハウを蓄積して将 来の事業拡大を目指すか(X 社のパターン)、いずれも経 営者の信念にかかわることに は違いありません。





1) 務 と済り関 ま か か のし経れつら 取た済たて も 恐 締 役 常 会 何セ 人識社

改年を いはかし心の受 し頃けぶ 体な増 れの くえてに 1) て ま中なて以体きに しがりか降調ま 医風体崩た あし師邪重 まとイ

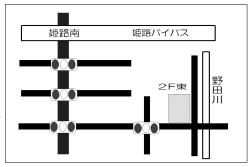


ワンストップ「経営・生活」サポーター

### 行政書士・中川法務会計事務所

#### 法務会計事務所とは?

- ・予防法務(問題が起こる前の対策)
- ・戦略会計(経営に役立つ会計)
- ・マネジメント(経営支援)
- これらを駆使し、総合的にサポートす る行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-Itd.co.jp